

警察官通報に係る夜間・休日の通報受理等業務体制について (愛知県の体制)

1 経緯

【平成28年度】

- 夜間・休日の精神科救急体制(特に通報受理等業務体制)の課題を検討するため、保健所職員等をメンバーとしたワーキンググループを設置する。

【平成29年度・平成30年度】

- 平成30年3月に国から「措置入院の運用に関するガイドライン」が示される。

この「ガイドライン」により、都道府県知事等が、夜間・休日に迅速な対応のできる通報受理等業務体制を整備すること等が示され、この「ガイドライン」に基づく検討を進めた。

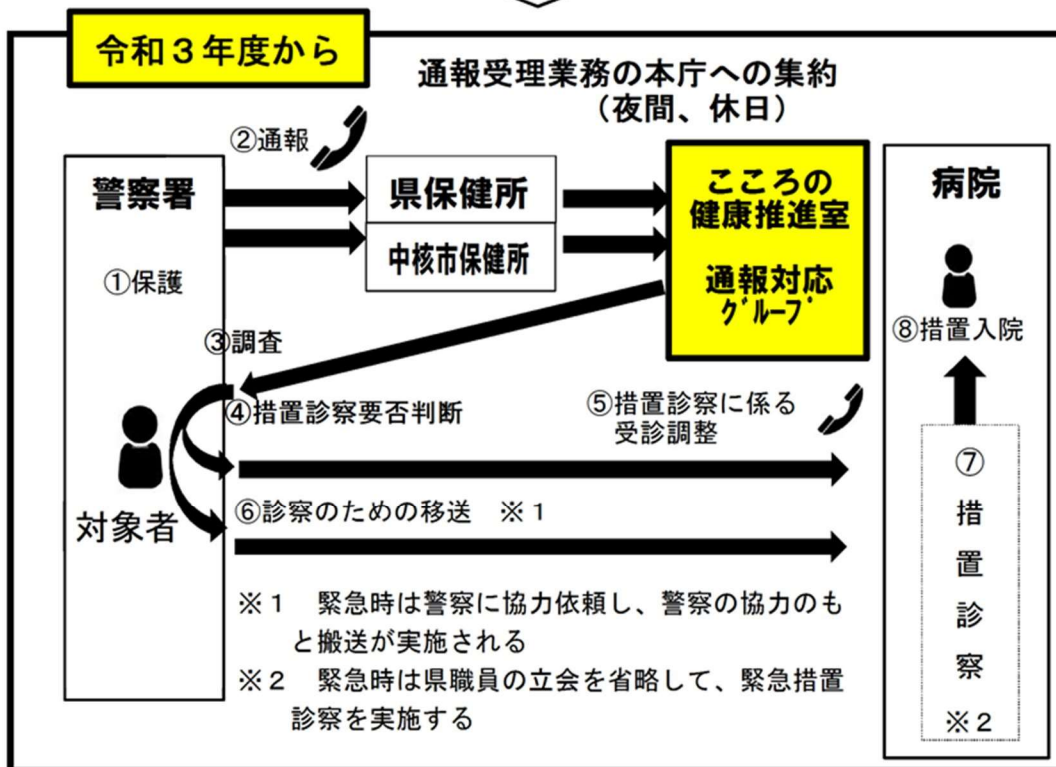
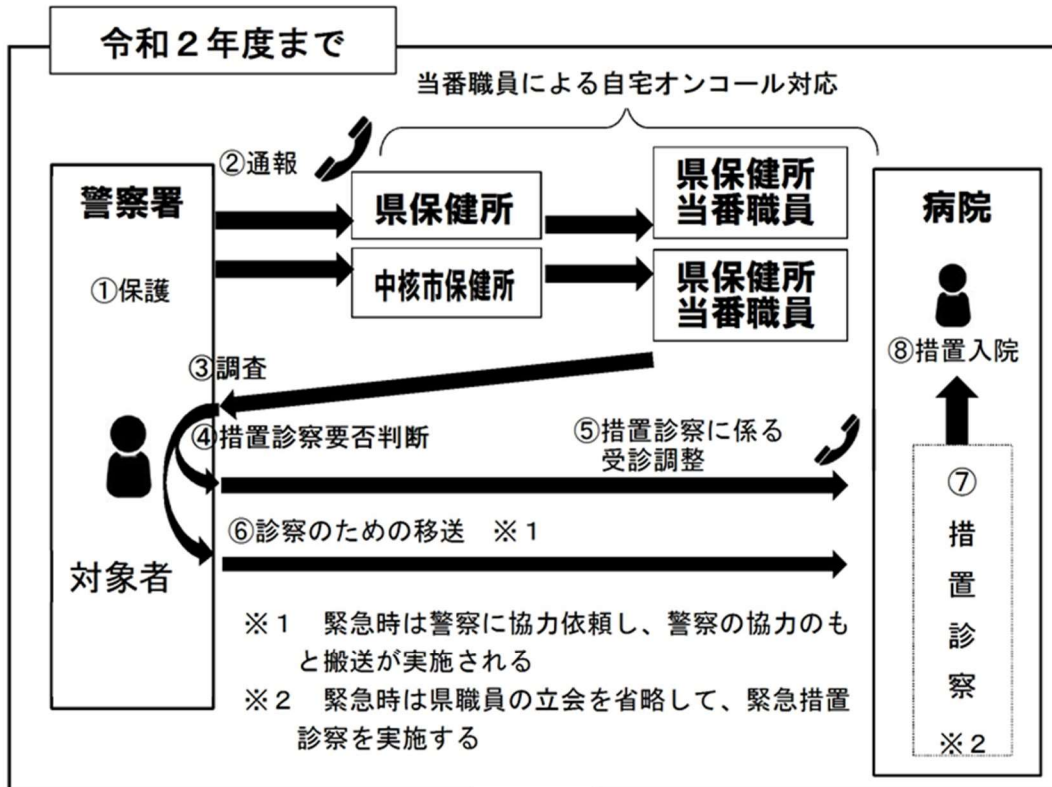
【令和元年度・令和2年度】

- さまざまな実情を勘案し検討を深めるため、新たにワーキンググループのメンバーとして保健所長会、健康支援課長会、愛知県精神保健福祉相談員会、愛知県保健師会を加え、更なる検討を進めた。

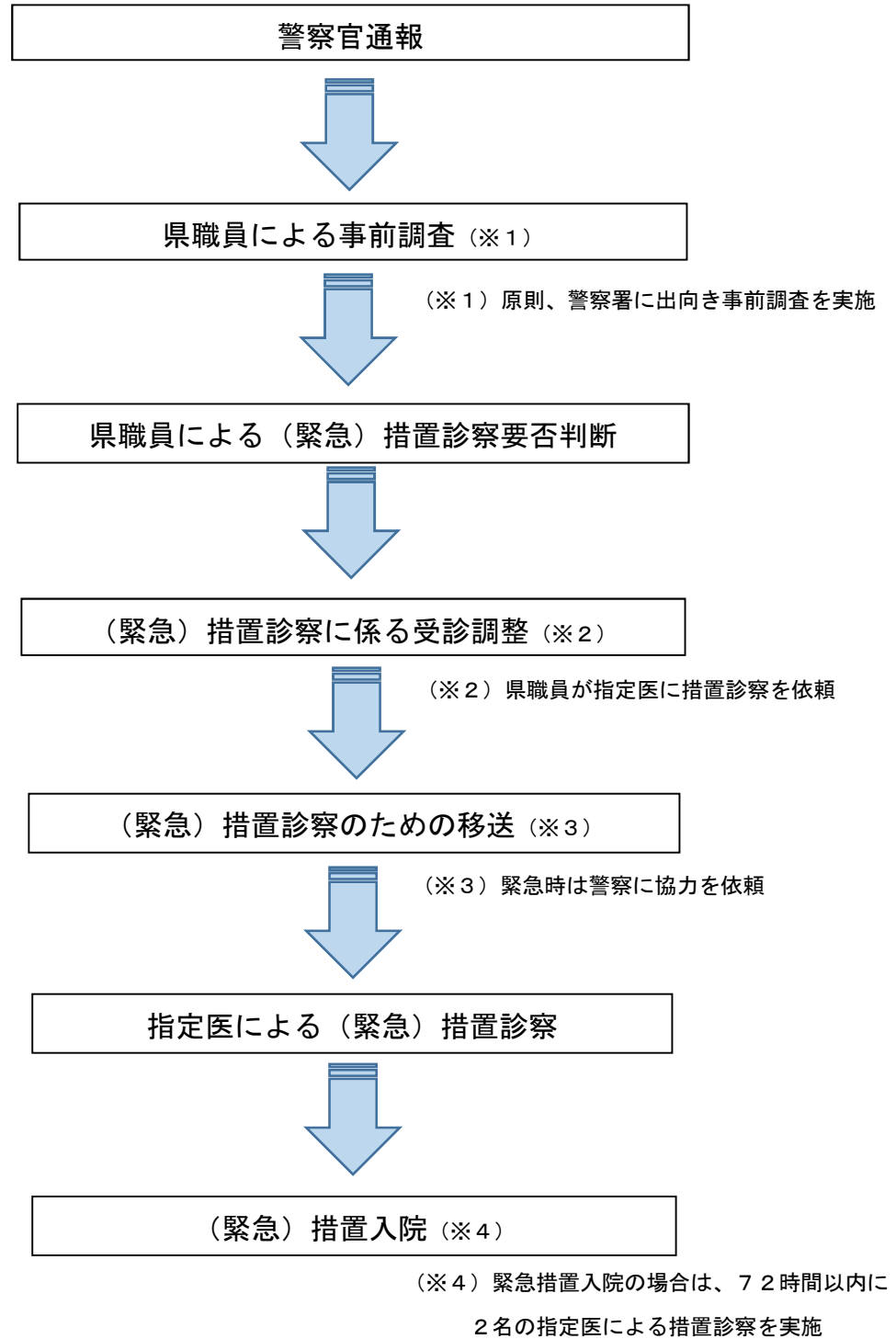
【令和3年度】

「保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室通報対応グループ(※)」を新設する。

- 保健所職員による自宅オンコール対応について、各保健所から本庁(※)に業務を集約化し、夜間・休日勤務による対応に改めることで、事務処理の迅速化を図る。
- 令和3年10月にワーキンググループをWEBにより開催したところ、本庁の業務集約化による運用について、今のところ特段の問題なしとされた。
- 令和3年12月に保健所職員の対面による意見交換会を開催したところ、地域の警察署から、夜間・休日勤務による対応に改めたことで、事務処理が迅速化したという評価を受けたことが報告された。



2 愛知県（名古屋市以外）における警察官通報に係る（緊急）措置診察・措置入院の流れ（「ガイドライン」に基づき対応）



3 こころの健康推進室通報対応グループにおける警察官通報等対応状況
(令和3年4月から11月まで)【速報値】

令和3年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計	割合(%)
受理件数		72	46	49	38	46	39	52	42	384	
警察官通報		51	37	39	31	41	29	38	34	300	
受理後	臨場調査	38	34	32	27	33	25	35	32	256	85.3
	移送	6	11	9	8	10	5	15	7	71	22.6
	緊急措置診察	14	14	13	9	13	7	20	9	99	33.0
	緊急措置入院	9	11	10	4	9	3	13	7	66	22.0
警察官からの相談等		21	9	10	7	5	10	14	8	84	

<参考> 令和2年度警察官通報対応状況【愛知県(名古屋市除く)】

警察官通報 642件
 移送 34件(5.3%)
 緊急措置診察 100件(15.6%)
 緊急措置入院 72件(11.2%)